

愛犬家のみなさんへ

犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに！

◇新たに犬を飼う場合は、飼いはじめた日から30日以内に、子犬の場合は生後90日を過ぎた日から30日以内に必ず登録してください。

また、すでに犬を飼っている方で、まだ登録を済ませていない方も必ず登録してください。

◇犬の登録は生涯で1回ですが、狂犬病予防注射は毎年1回受けなければいけません。

◇狂犬病予防注射は毎年4月から6月の間に行うことと法律で決まっています。左記動物病院で、犬の登録および狂犬病予防注射が受けられますので、忘れずに注射を行ってください。

動物病院名	住 所	電話番号
早坂動物病院	東松島市赤井字川前2-224-4	84-1622
バスカル犬猫クリニック	石巻市蛇田字新金沼48-1	96-8106
シートン動物病院	石巻市立町一丁目4-17	22-6100
首藤動物病院	石巻市須江関ノ入101-2	73-2034
あべ動物病院	石巻市中里七丁目4-12	93-2786
畠山獣医科医院	石巻市広刈字砂3-10	73-2478
ぐりーむ動物病院	石巻市伊原津一丁目4-30	92-5622
佐藤獣医科医院	石巻市北上町長尾字下沢35	67-3064
こんどう動物病院	石巻市宇田川町2-12	25-1230

環境対策課（内線268・269）
各総合支所市民生活課

犬・猫を飼えなくなった方へ

犬や猫は家族の一員ですので終生責任をもって飼いましょ。どうしても飼うことができない場合はご相談ください。

県では犬猫の引き取りを行っています。引き取りに関する詳しいことは、県石巻保健所へお問い合わせください。

○引取日時 6月4日・11日・18日・25日（毎週水曜日）
午前9時30分～11時30分
午後1時～3時

○引取実施場所

石巻保健所（県石巻合同庁舎内）
○引取手数料がかかります。

犬・猫を飼うときは

○飼い始めたら最後まで責任を持って飼養するよう心がけましょう。

○飼い主が見つからない不幸な子犬や子猫が産まれないよう、犬・猫には不妊や去勢などの手術を受けさせましょう。

○やむを得ず飼えなくなった場合は、新たな飼い主を探すよう心がけましょう。

※犬・猫などの愛護動物を捨てた場合は、処罰されることがあります。

環境対策課（内線268・269）

県石巻保健所食品薬事班
☎95・1417

環境対策課（内線268・269）

防疫用（消毒）機器

購入費用を助成します

町内会、行政区において地域の防疫（消毒）活動に係る防疫用（消毒）機器を購入する場合には、購入に要した経費の一部を助成します。

申請者 町内会長または行政委員
補助金額 防疫用（消毒）機器購入に要した経費の3分の1（上限30,000円）

環境対策課（内線268・269）
各総合支所市民生活課

空き地・空き家は

適正に管理しましょう！

空き地・空き家の所有者は、雑草が繁茂し、害虫の発生などにより周辺の住民の皆さんに迷惑がからないように適正に管理しましょう。

*空き地・空き家の雑草を刈り取りましょう。

*空き地には、囲いをするなどゴミが不法投棄されないようしましょう。

環境対策課（内線268・269）



東北防衛局からの

住宅防音工事に関するお知らせ

国は、松島飛行場を離着陸する航空機の騒音を防止・軽減するため、住宅防音工事の助成を行っています。平成18年12月にその対象区域（第一種区域）の見直しを行ったことにより指定が解除または変更となった区域については、昭和61年2月25日までに建設された住宅を対象として、6月30日まで「希望届」を提出された方に対し、従来と同じ内容で住宅防音工事（機能復旧工事を含む）の助成を行います。7月1日以降は住宅防音工事の助成対象外区域となりますので、工事を希望する方は、「希望届」を6月中に提出するようお願いいたします。

東北防衛局企画部防音対策課住宅防音係 ☎022・297・8216

【指定解除区域(旧字名)】

○全部区域 石巻字水押、駅前北通り四丁目、元倉二丁目、東中里二・三丁目、南中里一～四丁目、中里一～七丁目、大橋一・三丁目、開北一～四丁目、水押一～三丁目、双葉町、潮見町、門脇字西三軒屋、字三軒屋、字本草園前、字一～五番谷地、字青葉東、字青葉西、字東上野町、字上野町、清水町一・二丁目、新橋、山下町一・二丁目、田道町一・二丁目、錦町、西山町、末広町、字南谷地、貞山一～五丁目、蛇田字上前沼、字新西前沼、字新沼田、字久七前、字大塚、字新大塚、字新金沼、字新丸井戸、字下谷地、字上谷地、字塚寺、字新塚寺、字金津町前、字金津町、字新谷地前、字新下前沼、字下中塚、字中塚、字上中塚、字閘門、字新下沼、字新西境谷地、字西境谷地、字新東前沼、字新下浦、字新上沼、向陽町一丁目、新境町一・二丁目、丸井戸一～三丁目、南境字新堤外、字柳原、字堤外、字水戸、字後谷、字塚、字大塚、字新水戸、字新稻干、字新小堤、字大樋、字水貫山、字水貫前、字松木沢山、字大衡山、大瓜字棚橋上待井、字上大塚前、字下大塚前、字上小塚、字下小塚、字小塚、字剣崎、字山崎、字箕輪、字夷ノ木、字下台、字宿前、字上台、字内亀山、字新内亀山、字亀山待井、字寺崎、字八津、字内八津、字八津山、字小福地、字棚橋、字鐘、字大塚後、字棚橋下待井

○一部区域 三河町、西浜町、門脇字元明神、字中屋敷、字新館、字中浦、字中島、字三ツ股、字築山、字元浦屋敷

（備考）上記区域は、平成18年12月26日における行政区画によって表示されたものです。

【区域の確認】

区域は東北防衛局情報公開室で確認できます。また、同防衛局のホームページでは概略図が見られます。(http://www.mod.go.jp/rdb/tohoku/minaosi/gainemap.GIF)

申告が
必要です!!

税源移譲時の所得変動に係る経過措置

(平成19年度市・県民税のみ適用)

平成19年中の所得が減少して所得税が課税されない場合

平成19年度の市・県民税が減額されます

「減額申告書」の提出期間は、
平成20年7月1日～31日

平成19年度に実施された税源移譲により、所得税と市・県民税の税率が変更されています。市・県民税については平成19年度分(平成18年分所得に対して課税)から、所得税については平成19年分所得から変更後の税率を適用しており、平成18年分の所得はあったが、平成19年分の所得がなくなった方については、市・県民税の増額のみが生じる場合があります。

そのため、一定の条件を満たす方については、申告に基づき平成19年度の市・県民税を改正前の税率で再計算し、差額分が減額されます。(納付済みの方は差額分が還付されます)

●対象となる方

- 平成18年分は所得税が課税される程度の所得があったが、平成19年分は所得税が課税されない程度まで所得が減少した納税義務者の方

※この経過措置に該当するかの算定をする際、平成19年中の所得を確定する必要があります。

対象となると思われる方で、まだ「平成19年中の所得の申告」をしていない方は、事前に「平成20年度市・県民税の申告」をし、所得を確定させてください。

●対象とならない方(主な事例)

- 平成19年中に死亡した方
- 平成20年1月1日現在、国内に居住されていない方
- 住宅ローン控除などによって所得税が課税されない方
- 平成18年分の所得税が分離課税(土地・建物の譲渡など)の対象となる所得についてのみ課税されていた方

●手続きの方法(「減額申告書」の提出期間は平成20年7月1日から31日まで)

- 対象となる方は、平成19年1月1日現在お住まいの市区町村(平成19年度市・県民税を課税した市区町村)に「市町村民税道府県民税減額申告書」を提出してください。

■この経過措置の適用となる可能性がある方には、6月中に申告方法などの通知を送付します。

「減額申告書」は平成19年1月1日現在お住まいの市区町村への提出となります。

平成19年中に「石巻市から転出された方」または「石巻市へ転入された方」は申告先を間違えないよう、ご注意ください。このようなことから、平成19年分の確定申告などが市外で行われている場合は、通知が届かないことがあります。

☎ 市民税課(内線364・278・240)

市・県民税の納税通知書をお届けします

平成20年度の個人市・県民税の納税通知書を6月上旬に納税義務者・納税貯蓄組合長あてに郵送します。納期内に納められますようお願いいたします。

◎主な改正内容は次のとおりです。
・平成11年から平成18年まで入居された住宅ローン控除適用者に対する調整措置
税源移譲により、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除を本年度の市・県民税から減額する措置の適用

・**老年者に係る非課税措置の廃止**
65歳以上に係る非課税措置(125万円以下)の廃止

・**平成19年度市・県民税3分の2課税**→平成20年度市・県民税全額課税

・**地震保険料控除の創設**
損害保険料控除を改組し、地震保険料控除制度を創設
《支払った地震保険料の2分の1の金額【限度額2万5千円】を所得控除》

※経過措置：平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に係る保険料については、従前どおり損害保険料控除を適用

☎ 市民税課(内線364・278・240)

石巻専修大学で、学生と一緒に授業を受けてみませんか?

社会人や主婦の方などを対象とした平成20年度の科目等履修生・聴講生を募集します。

科目等履修生・聴講生制度は、大学で学びたい・教養を深めたい・専門的知識を得たい・大学で若い人たちと一緒に学びたい・人々や主婦の方々のために設けられた制度です。

興味・関心のある授業科目や資格取得などに必要な授業科目だけを選んで、学生と同じ時間割に沿って学修していただけます。科目等履修生は、試験を受け、レポートを提出することなどによって単位を取得することができます。

募集期間

○後期 6月30日(月)～7月4日(金)

・9月下旬から翌年1月までに開講される科目の受付期間です。科目等履修生、聴講生を希望される方には、面接があります。詳しい資料を差し上げます。

☎ 石巻専修大学事務課(入試担当)

〒986-8580 石巻市南境新水戸1-22-77

17 FAX 22-7809

Eメール

nyushi@isenshu-u.ac.jp